

令和3年度（第22回）佐賀市重要産業遺跡調査指導委員会

■日時：令和4年3月24日（木）
14時～16時
■場所：佐賀市立図書館多目的ホール

1. 開会

2. 副部長挨拶

3. 委嘱状交付

4. 会長及び副会長の選任

5. 議事

〈協議事項〉

（1）重要産業遺跡の今後の方向性について

（2）精煉方跡の取り組みについて

〈その他〉

（1）三重津海軍所跡の取り組みについて

6. 連絡事項

（1）令和4年度からの組織体制について

佐賀市重要産業遺跡調査指導委員会 委員名簿（第6期）

氏名	分野	役職	備考
あだち ひろゆき 安達 裕之	造船技術史	東京大学名誉教授	
ささだ ともたか 笹田 朋孝	考古学	愛媛大学法文学部准教授	
しょうがき たかはる 正垣 孝晴	地盤工学・土木史	正垣地盤工学研究所代表	
たばた まさあき 田端 正明	分析化学	佐賀大学名誉教授	
ほんだ みほ 本多 美穂	文献史学	佐賀県立図書館副館長	
まえだ たつお 前田 達男	産業考古学	元佐賀市教育委員会 世界遺産調査室室長	
わたなべ よしろう 渡辺 芳郎	考古学	鹿児島大学法文学部教授	

第6期：令和4年3月24日～令和6年3月23日

佐賀市重要産業遺跡調査指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市重要産業遺跡（築地反射炉跡・精煉方跡・多布施反射炉跡・三重津海軍所跡）の調査に際し、産業遺跡の特性及びその重要性から、調査に万全を期すため、佐賀市重要産業遺跡調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、指導するものとする。

- (1) 佐賀市重要産業遺跡における調査の基本方針に関する事項
- (2) 佐賀市重要産業遺跡における現地調査の方法に関する事項
- (3) 佐賀市重要産業遺跡における整理・分析の方法及び成果の報告に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織し、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、既存の委員の任期中に委員を増員する場合の新たな委員の任期は、既存の委員の残任期間とする。
- 3 委員の再任については、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 委員会は、佐賀市重要産業遺跡調査事業の完了により、解散するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

〈協議事項〉(1) 重要産業遺跡の今後の方向性について

1. 取り組みの経緯と現状

- 「日本の産業革命遺産 九州・山口の関連地域」の構成資産として、佐賀市の 4 遺跡がその候補に選定されるように、平成 21 年度から重要遺跡確認調査（国庫補助事業）として取り組んでいたが、三重津海軍所跡以外は十分な調査成果が上げられず、構成資産候補から外された。
- 三重津海軍所跡以外の 3 遺跡の指定について、「1 遺跡単体では国の史跡になることは困難であるが、3 遺跡の残存状況次第では、まとめてならば指定となる可能性もある。」（文化庁 平成 21 年 7 月）を基に調査を継続。
- 平成 29 年度以降は、三重津海軍所跡の史跡整備に向けての調査に重点を置く。

2. 調査の経緯と現状

◆発掘調査

【築地反射炉跡】対象地：小学校敷地 設定調査区：1～17 区

- ・平成 21～28 年度まで重要遺跡確認調査を実施。
- ・整理作業は 1～5 区（平成 21・22 年度調査）分のみ。平成 23 年以降は未着手

【多布施反射炉跡】対象地：民有地 設定調査区：1～7 区

- ・平成 21 年度に重要遺跡確認調査、それ以降、範囲内の個人住宅建設に伴う開発で記録保存の本調査を実施。
- ・整理作業は 1～6 区で着手

【精煉方跡】対象地：市有地 設定調査区：1～3 区

- ・平成 21 年度に重要遺跡確認調査を実施。
- ・平成 30 年度までに約 15,000 m²を市有地として取得。
- ・平成 30 年度以降の調査（現地・整理）は市単独事業で実施。R2・3 年度は現地調査休止、整理調査のみ。

【三重津海軍所跡】対象地：国有地 設定調査区：1～27 区

- ・平成 21～令和元年度に重要遺跡確認調査を実施。現地調査は終了。
- ・令和 6 年度に報告書完了予定。

◆文献調査

平成 22～23 年度に 4 遺跡を対象に佐賀県と合同で「反射炉・大砲」「造船・海軍」「精煉方」の 3 分野に分けて調査。平成 23 年頃から調査対象を三重津海軍所跡に絞る。

《刊行報告書》

平成 23 年度から、11 冊刊行（三重津海軍所関係 7 冊、製砲・反射炉関係 5 冊）
内 5 冊は史料集（製砲関係 1、反射炉関係 3、三重津関係通史 1）

《文献調査データベースの構築》

特定キーワードによる記事の検索と抽出するデータベース

平成 30 年から、過去の調査カードや報告書掲載記事によるデータベース増補の入力（5274 件）を実施

3. 現状を踏まえた課題（三重津海軍所跡以外）

1. これまでの調査成果の発信
2. 今後の発掘調査と文献調査が連動した計画の策定
3. 三重津海軍所跡は、令和6年度に調査報告書を完了する計画であるが、残り3遺跡は今後の具体的な計画がない。市民等の関心は3遺跡への取り組み、特に市有地化した精煉方に対して向かわれるを考えられるため、計画の明確化と実践。
4. 他事業を含めた人員体制

4. 今後の取組み（案）（三重津海軍所跡以外）

1. 重要遺跡としての認識に変わりない。遺跡の評価、価値付けのために調査を進める。
2. 調査（現地・整理・文献）で、何が必要な情報を精査した上で具体的な計画を策定し取り組む。
3. 体制等から優先順位を検討する

【築地反射炉】

- ・調査量が多く、当面はこれまでの成果をまとめ、報告書刊行を目指す。

【多布施反射炉跡】

- ・宅地化している周辺部について、重要遺跡として位置付を明確にし、開発に対する取り扱いの考え方を整理する。
- ・当面はこれまでの成果をまとめ、報告書刊行を目指す。

【精煉方跡】

- ・現地調査休止に伴い調査（現地・整理）計画の見直しとともに、活用の計画的な取組みを行う。

5. 取組みにあたっての課題

1. 令和4年度以降、本格化する東名遺跡整備、三重津海軍所跡整備との調整。
2. 事業量と体制を勘案し、取組みの優先順位。

〈協議事項〉(2) 精煉方跡の取組みについて

1. 市有地化の経緯

- ・平成 28 年 11 月、精煉方跡における宅地開発計画の照会が文化振興課にあったことから、取得に向けて具体的動きが始まる。 全体 15,600.65 m²
- ・平成 29・30 年度に同意が得られていない 581.51 m²を除き、15,019.14 m²を公有地化。

2. 調査の方向性検討の経過と現状

【現地調査の経過と現状】

◆平成 21 年度

将来的な史跡指定をめざし、重要遺跡確認調査として国庫補助事業として調査を実施。

〔調査内容〕

- ・精煉方に従事していた田中 近江 父子の居宅跡、中村奇輔宅跡等の遺構を確認。

◆平成 30 年度

用地取得に伴い、活用方法を探る目的で、市単独事業として調査開始。

〔調査内容〕

- ・主に近代遺構の調査に留まり、確実に精煉方に関する遺構までは確認できていない。

〔調査指導委員会〕(4月開催)

- ・平成 21 年度調査成果について報告。検討事項として、調査方針（各施設毎の年次計画の提示）、全体調査計画（現地 10 年、整理調査は総括報告書含めて 10 年以上）
- ・将来的な活用を検討するために調査を進める。

◆令和元年度

〔調査内容〕

- ・精煉方紙漉場、精煉社・合資会社職工住宅推定箇所の調査

〔調査指導委員会〕(9月開催)

- ・精煉方跡調査現地視察
- ・調査・整理計画見直し案を提示。令和元年から 9 年まで近代遺構のみの計画。令和 9 年以降に精煉方跡の調査計画を検討する内容。

◆令和 2・3 年度

- ・財政・体制的な理由により現地調査休止。
- ・平成 30 年度、令和元年度調査分の整理調査を実施。
H30 年度 80 箱（30 箱の注記、復元終了）、令和元年度 30 箱（未着手）

◆令和 4 年度

- ・現地調査・整理調査実施予定

【文献調査の経過と現状】

〔調査内容〕

- ・平成 22~23 年度に 4 遺跡を対象に佐賀県と合同で「反射炉・大砲」「造船・海軍」「精煉方」の 3 分野に分けて調査。平成 23 年頃から三重津海軍所跡関連の調査が主体となり「精煉方」

については不十分のまま終了。

- ・平成30年度・令和元年度は明治期に関する資料の調査、整理実施。
- ・三重津海軍所跡報告書で、精煉方の初期造船事業と蒸気機関研究に関する資料を掲載
- ・令和2年度以降は調査未実施。
- ・今後は過去に行った調査データの整理（内容精査等）が必要。

3. 現状を踏まえた課題

1. 遺跡の保存や活用など今後の方向性を探るために、特に核となる精煉方に関する情報が不足している。遺跡の価値づけや評価をするための調査成果が必要。
2. 現地調査の再開、また、組織の事業量（東名遺跡及び三重津海軍所跡史跡整備等）を勘案した体制・予算・優先度等含めての全体計画（現地・文献・整理）の見直しが必要。
3. 市有地化して3年経過し、管理・活用の具体的な検討がされておらず、将来的な取組みが定まっていない。今後の計画検討が必要。

4. 経過を踏まえた今後の調査方針案

1. 将来的到達点を見据えた中長期的な調査計画を策定し実施する。
2. 遺跡の価値づけや評価のため、精煉方を理解するために必要とされる情報を得るための調査を行い、将来的な保存や活用に生かす。
3. 現地調査と文献資料を相互に並行させた調査計画を策定し実施する。
4. 調査と並行して敷地（旧青木宅を含む）維持管理と活用方法を検討、計画する

5. 今後の調査計画（案）

これまで敷地内的一部のみの調査に留まっており、全体の遺構分布、残存状況の把握ができていない。まずは、遺構の範囲、残存状況と性格等全体像の把握を行う。その後、各個別の詳細調査を行う。

1. 遺跡の全体像を把握する調査の実施

- (1) 遺構の分布状況等を把握するための調査を実施
 - ・絵図（精煉方絵図、精煉社全図）を参考にトレーニングを設定し、遺構の有無及び残存状況を確認する。
- (2) 主要な箇所での調査方法、計画を検討し、詳細調査を実施する
 - ・分布調査の結果を基に、平成30年度に提示した調査計画を踏まえ、その後の調査方法の検討を進める

（精煉方跡調査トレーニング設定計画図 別紙1）

6. 調査にあたっての取組み

1. 明確な方向性、計画の基に事業を進める。
2. 調査開始から10年以上経過、市有地化から3年を経過したが、成果の公開、活用が不十分。市民の関心も高く、調査報告書の刊行等の情報発信を行う。

S = 1 : 800 (A3)

日本測地系

精煉方跡調査トレーンチ設定計画図

既存データとの合成図（精煉方絵図）

令和2年度確認調査範囲

x=28200

x=28150

x=28100

x=28050

y=-66250

y=-66200

y=-66150

y=-66100



